

東京都北区立赤羽小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年9月1日作成

基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三により、北区立赤羽小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のために次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（平成25年6月）】

4 いじめに対する本校の基本認識

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は誤りである。

- ④ いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在もまた、教室全体にいじめを許す雰囲気をつくってしまうことを理解しておく。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5 いじめ防止対策のための組織「いじめ対策委員会」の

(1) メンバー

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、(主幹)、当該学級担任、学年主任、養護教諭等を構成員とする。

(2) 役割

- ① 基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、見直しを行う。
- ② いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いがある事案や児童の問題行動等に関する情報収集を記録し、共有化を図る。

(3) 会議の設定

いじめが疑われる事案発生時に開催し、事例について情報共有したり対処方法を協議したりする。

6 いじめに関する取り組み

(1) 未然防止

- ・自分や友達のよいところ・個性を見付け、認め合う活動を設定するなど、自他を大切にできる心情を高められるよう、人権教育を推進する。
- ・セーフティ教室を実施し、情報モラル教育(インターネットを通じて行われるいじめ防止)について学ぶ。
- ・なかよしグループ活動を通して、異学年交流を深め、学年の違いにとらわれない友好関係を築けるようにする。

(2) 早期発見

- ・ふれあい月間にて、学校全体でいじめに関するアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・第5学年を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童が相談しやすい体制を整える。
- ・教職員に対し、いじめを防止するために必要な研修を含め、いじめ問題について理解を促す研修会を実施する。

(3) 早期対応

- ・生活指導夕会や生活指導全体会において、生活指導に関わる事実を共有・理解し、児童名や写真も確認しながら、教職員全体で適切に情報を共有できるようにする。
- ・年に2回、webQU調査を実施し、児童の「学級満足度尺度」、「学級生活意欲尺度」に加え、対人関係を築く際に必要な「ソーシャルスキル尺度」の分析を行い、学級の状況を把握し、いじめや不登校などへの早期対応を強化するとともに、学級経営、教育相談体制の充実を図る。

7 北区教育委員会・関係機関との連携

(1) 北区教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について北区教育委員会に速やかに報告し、北区教育委員会と一体となって対応する。

(2) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一つとして被害児童や加害児童の家庭に、児童虐待等があると疑われた場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。また、必要に応じて、警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、複数の関係機関の担当者が連携して、問題の解決を図る。

8 保護者への連絡と支援・助言、地域との連携

(1) 保護者への連絡と支援・助言

- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報は、速やかに保護者に伝える。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(2) 民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童の様子を見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童の見守り・巡回を依頼する。